ＥＵ（１）

― 2014年欧州議会選挙結果とＥＵの動向 ―

厚生労働委員会調査室　　根岸　隆史
（元在ストラスブール日本国総領事館領事）

１．はじめに

ＥＵ（European Union）は、その発足以来拡大・深化を続けてきた。2013年７月にはクロアチアが加盟し、加盟国数は28か国となり、域内人口は既に５億人を超えている[1]。

2014年５月22日～25日、ＥＵ市民の民意が示される欧州議会選挙が実施された。５年に１度実施される同選挙は、1979年に議員が直接選挙される制度となってから今回が８度目であり、2009年のリスボン条約発効に伴う現体制移行後初の選挙となった。今回の選挙では、これまで欧州統合をリードしてきた主要政党グループが伸び悩んだのに対し、反ＥＵなど欧州統合に懐疑的な立場を掲げる政党グループが議席を伸ばしたことから、今後のＥＵや各加盟国の政策への影響が注目されている。

また、リスボン条約を受けて、今回各政党はそれぞれ欧州委員会委員長の候補者を掲げて選挙に臨んだ。ＥＵの行政執行機関である欧州委員会の長である委員長は、言わばＥＵの首相に相当する。欧州議会の選挙結果を受け、第１党となった欧州人民党（ＥＰＰ）が委員長候補者とするユンカー前ルクセンブルク首相を、ＥＵの首脳会議である欧州理事会が次期委員長候補に指名するかどうかは選挙後最大の焦点であったが、６月27日、欧州理事会はユンカーを指名し、７月15日、欧州議会本会議において承認された。今後はＥＵの閣僚に相当する欧州委員の選任について、ユンカー次期委員長と各加盟国との間で調整が本格化していく。このほか、リスボン条約により創設されたポストとして、いわゆるＥＵ大統領と称される欧州理事会議長、ＥＵ外相と称される外務・安全保障政策上級代表もそれぞれ任期終了に伴う交代が迫り、その行方が注目される。ＥＵでは、従来枢要なポストの配分において、政治的経験・影響力等に加え、政党、地域、国家規模、ジェンダーにおける均衡が強く意識されてきており[2]、欧州議会の選挙結果は、欧州委員会委員長を始めとした各ポストの行方にも大きく影響するものとなっている。

このように、2014年は、ＥＵにとって欧州議会の勢力図の変更のみならず各ＥＵ機関の主要ポストの大幅な交代が予定される重要な年となっているが、一方では、こうした調整の過程において、独と英を始めとした各国の深刻な意見対立も表面化してきている。欧州議会選挙の結果を受けて、報道では反ＥＵ・欧州懐疑派の躍進、極右の台頭といった文字が躍った。ＥＵは戦後の欧州の知恵と努力と利害調整の結晶であり、ここまで幾多の困難を乗り越えてきたが、こうした兆しを受けて崩壊に向かう可能性もあるのだろうか。本稿では、今回の欧州議会選挙の結果の解説を中心に、今後のＥＵの展望について示したい[3]。

1　2014年１月現在、ＥＵ域内人口は５億742万人（Eurostat）
2　他に、言語能力や、ユーロ圏・シェンゲン圏の出身者であることなどが考慮されうる。
3　本稿は、2014年７月16日現在によるものである。

２．ＥＵの機構と欧州議会

（１）ＥＵの成り立ちと欧州議会の権限拡大の歴史

欧州議会の歴史は、立法権限の獲得と拡大の歴史であると言える（図表１参照）。

図表１　ＥＵと欧州議会の略年表

	Ｅ　Ｕ	欧州議会
1950年	シューマン宣言　戦略的資源（石炭・鉄鋼）の共同管理提言	
1952年	独、仏、伊、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6か国が石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立	ECSCに創設された共同総会（議員数78名　各加盟国の国会議員が兼任）が現在の欧州議会の前身となる。 立法機能を有していなかった共同総会は、立法機能を有する議会への発展を求める。
1962年		欧州議会（European Parliament）へと改称を決定
1967年	ECSC、欧州経済共同体（EEC）、欧州原子力共同体（Euratom）の主要運営機関の統合がなされ、欧州共同体（EC）と総称	
1968年	関税同盟完成	
1973年	英、アイルランド、デンマーク加盟　初めての拡大がなされる。	議員数は198名に。
1979年		欧州議会に直接選挙制度が導入され、加盟9か国において、第1回選挙実施（議員数410名）
1981年	ギリシャ加盟	議員数は434名に。
1986年	スペイン、ポルトガル加盟	議員数は518名に。
1987年	単一欧州議定書発効	単一欧州議定書発効により、立法手続における協力手続導入。欧州議会という呼称が条約上も正式名称とされた。
1993年	マーストリヒト条約発効　加盟12か国によりEUが発足 単一市場始動	マーストリヒト条約発効により、立法手続における共同決定手続導入。それまで諮問機関にすぎなかった欧州議会は理事会とともに共同立法機関となるなど、欧州議会において重大な転機となった。
1995年	オーストリア、スウェーデン、フィンランド加盟（15か国体制）	議員数は626名に。
1999年	単一通貨「ユーロ」導入（2002年　通貨の流通開始） アムステルダム条約発効	アムステルダム条約発効により、共同決定手続の範囲が拡大
2003年	ニース条約発効	
2004年	ポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、スロバキア、スロベニア加盟（25か国体制） 東欧諸国を中心とした10か国の加盟という最大の拡大を実施	議員数は732名に。
2007年	ブルガリア、ルーマニア加盟（27か国体制）	議員数は785名に。
2009年	リスボン条約発効　現行体制に移行	リスボン条約発効により、共同決定手続は通常立法手続へと改められ、立法における欧州議会と理事会による共同手続の対象範囲がほぼ全政策分野に拡大したことで、両者は対等な地位に立った。
2013年	クロアチア加盟（28か国体制）	

（出所）筆者作成

欧州議会は、1952年のＥＣＳＣ設立[4]に伴い創設された共同総会を前身とする。当初は議員数も少なく各加盟国の国会議員による兼任[5]だったが、1979年に直接選挙による第１回選挙が実施された。欧州議会はその後も諮問機関にすぎず、立法権は加盟国の閣僚からなる理事会が担ってきたが、1993年発効のマーストリヒト条約における共同決定手続の導入で、欧州議会に理事会と共同でＥＵ法を制定する権限が付与された。そして、2009年発効のリスボン条約[6]により共同決定手続は通常立法手続[7]へと改められ、欧州議会と理事会による共同手続の対象範囲がほぼ全政策分野に拡大したことで、両者は共同立法機関として対等な地位[8]とされるなど権限強化が重ねられてきた。

4　当時の独は西ドイツであり、1990年の東西ドイツ統合により、旧東ドイツ各州が編入された。

5　こうした例について、欧州議会が本拠とするストラスブール（仏）に位置する汎欧州機関（欧州47か国が加盟）である欧州評議会（Council of Europe）は1949年に設立されＥＵとは別個の発展を遂げてきた組織であるが、その設立以来各加盟国の国会議員の代表により構成される議員会議（ＰＡＣＥ）を有しており、こうした制度はＮＡＴＯやＯＳＣＥにも見られる。

6　それまで改正が続いていたＥＵ基本条約の整理・統合を目指し、憲法条約の締結が目指されたが、2004年の各国署名後、批准段階で実施された仏、オランダの国民投票において否決され、棚上げされた。しかし、憲法条約の理念は残しつつ、統合的、超国家的要素を薄めたリスボン条約の締結が目指された。

7　通常立法手続については、辰巳浅嗣『ＥＵ　欧州統合の現在』（創元社　2012年）98～99頁などが詳しい。

8　ＥＵの立法制度は、二院制として考察されている。Hix, S. and B. Høyland (2011) *The Political System of the European Union*(London: Palgrave Macmillan)68～74頁など参照

一方、ＥＵもこうした条約改正と加盟国[9]の増加を経つつ拡大・深化を続けてきた。しかし、その結果としてＥＵ域内における経済的格差は拡大し、ＥＵの自由な労働市場における摩擦を始め多くの問題が引き起こされている。また、各加盟国とＥＵの諸機関との関係は加盟国による主権的権限のＥＵへの移譲であり、加盟国の主権的権限の制限でもあることから、ＥＵは域内単一市場の恩恵を各加盟国に提供しつつも加盟国の主権との関係で一定の緊張感を生じさせている。加盟国の増加と欧州統合の進展とともに、更なる統合へ向けた各加盟国のコミットメントの在り方は複雑化し温度差が現れてきている。

（２）ＥＵの機構構造

2012年12月、ＥＵはノーベル平和賞を受賞した[10]。ノルウェーのオスロで開催された同賞授賞式では、ＥＵの代表者としてファン＝ロンパイ欧州理事会議長、バローゾ欧州委員会委員長、シュルツ欧州議会議長が並び、独・仏を始め多数の各加盟国首脳も出席する中で、キャメロン英首相らは参加を見送った。ここに、ＥＵの機構の複雑さや各加盟国のＥＵに対する姿勢が現れており、象徴的な事例として捉えることができる。

ＥＵは、経済通貨統合、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等の幅広い分野での協力を進めている政治・経済統合体であり、国家を超えた欧州統合という壮大な営みに取り組んでいる。このため、ＥＵと各加盟国との関係や、それを踏まえて各加盟国を束ねる超国家的存在であるＥＵの組織構造は、実に複雑なものとなる（図表２参照）。

ＥＵの主要機構としては、各加盟国の首脳会議であり最高意思決定機関である欧州理事会がある。行政の執行機関としては欧州委員会があり、委員長以下28名の欧州委員（各自が個別の政策分野を担当[11]）が各加盟国より選出され、一体となってＥＵ行政に取り組んでいる。また、ＥＵ版の外務省として、欧州対外活動庁[12]（ＥＥＡＳ）がある。理事会と欧州議会はＥＵの共同立法機関である。各加盟国の担当閣僚からなる理事会（ＥＵ理事会、閣僚理事会とも称される）は、現在総務、外務、経済財務（ＥＣＯＦＩＮ）など10理事会が設置されている。このほか、ＥＵ司法裁判所[13]、欧州会計検査院、欧州中央銀行（ＥＣＢ）などが存在する[14]。

また、ＥＵには輪番制の議長国制度があり、半年ごとに１つの加盟国が議長国としてＥ

---

[9] 加盟国以外にも、ＥＵには西バルカン諸国を中心とした加盟候補国がある。加盟申請に基づいて加盟候補国としての地位を得ているのは、一定の政治・経済的基準を満たした６か国（トルコ、マケドニア、アイスランド、モンテネグロ、セルビア、アルバニア）であり、ＥＵの法体系（アキ・コミュノテール）の受容についてＥＵと交渉を続けている。また、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボが潜在的加盟候補国とされている。

[10] ノーベル平和賞の授賞を決定するノーベル委員会のヤーグラン委員長（ノルウェー元首相）は、欧州評議会事務総長を務めている。

[11] 司法・基本権及び市民権担当、経済・通貨問題担当など。

[12] ＥＥＡＳを率いる外務・安全保障政策上級代表は、外務理事会の議長を担い、欧州委員会副委員長を兼ねている。それまで共通外交・安全保障政策上級代表、外務理事会議長（議長国）、欧州委員（対外関係担当）の３名に分かれていたＥＵの外交政策の関連職務を１つに集約した。

[13] なお、欧州人権条約遵守のため、ストラスブールには、欧州評議会の付属機関である欧州人権裁判所が存在する。リスボン条約は、人権保障等の観点からＥＵの法人格取得による欧州人権条約加入を可能とした。

[14] ＥＵ機関は各国に分散しており、欧州委員会、理事会はブリュッセル、欧州議会はストラスブール、ＥＵ司法裁判所、欧州会計検査院はルクセンブルク、欧州中央銀行はフランクフルトにそれぞれ所在する。

Ｕの政策のかじ取りを行う[15]。2014年７月１日からは伊が議長国となっている。

図表２　ＥＵの機構

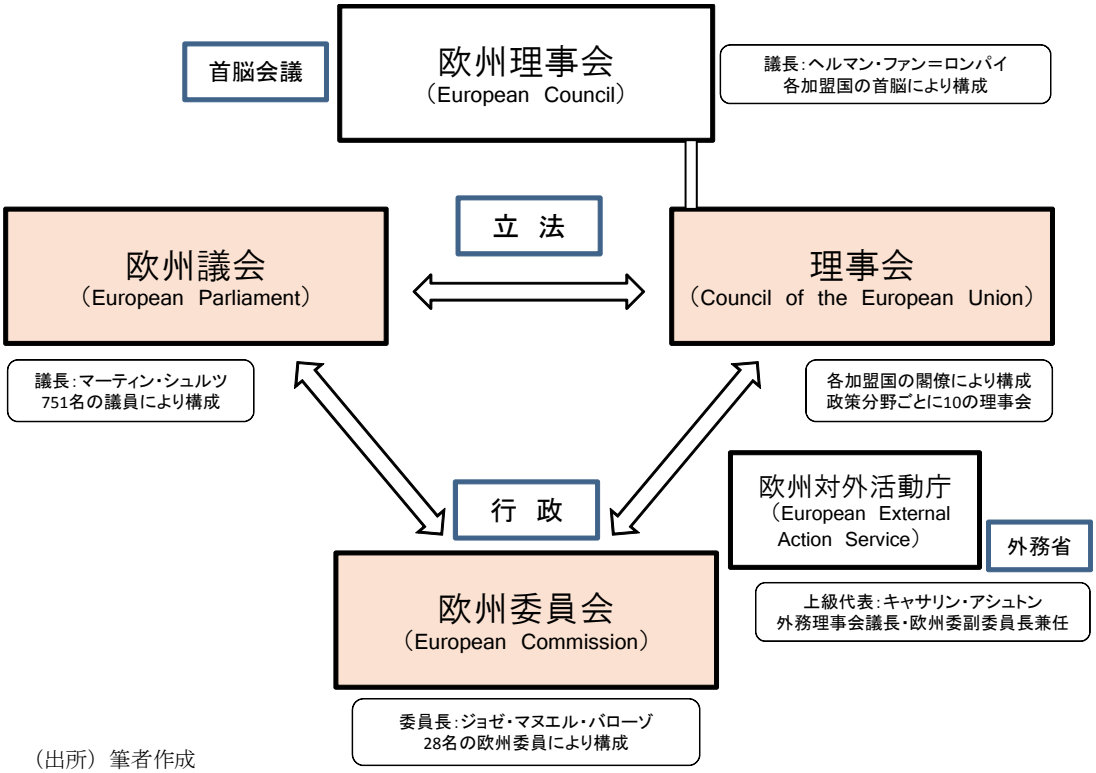

（出所）筆者作成

（３）欧州議会の概要

欧州議会の特徴的事項としては、コルベット[16]の研究によれば、以下が挙げられる。

図表３　欧州議会の特徴的事項

①国境を越えた民主主義における世界最大規模の試みであり、国際外交の代替・補完的役割を担っていること。
②超国家的権限と政府間協力という両方の性質を備えるEUの独特かつ歴史的前例のない機構システムの一部を形成していること。
③欧州議会の設立や発展に関して反対派の政治家も存在し、議会の存在が論争の的であること。
④急速に発展しており、1979年の第１回選挙以来、議会として歴史は浅いものの、その役割と権限を大幅に拡大してきたこと。
⑤加盟国のために3つの異なる場所で活動しなければならないこと。
⑥各会議の通訳や文書の翻訳により、他にはまず見られないほど多言語対応であること。
⑦EU加盟国の議会と異なり、米国議会同様に議会の多数派が直接行政府を構成しないため、選挙結果が行政府を存続・変更させないこと。
⑧欧州議会はその規模を拡大させ続けており、1979年の第１回選挙時には9か国、410名の議員数だったが、今回の選挙では28か国、751名の議員数となっていること。
⑨欧州議会議員は200にも上る各国の政党出身であるが、少数の欧州規模の政党グループに加入すること。
⑩欧州各国における大部分の議会と異なり、解散されないこと。

（出所）Corbett, R., F. Jacobs, and M. Shackleton (2011) *The European Parliament* (London: John Harper Publishing)を参照して作成

欧州議会は、各加盟国において直接選挙された欧州議会議員（751名）から成る。既に

[15] 議長国としては、2009年のチェコ議長国における内閣不信任可決による暫定政権、2010年のベルギー議長国の政治混乱に伴う暫定政権による対応などもあり、その意義を問う指摘も見られた。

[16] 欧州議会議員を経てファン＝ロンパイ欧州理事会議長の顧問を務め、2014年欧州議会選挙で再び英・労働党から欧州議会議員に当選した。

見てきたように、権限拡大が積み重ねられてきた結果、ＥＵにおいては理事会と並ぶ共同立法機関となっている。よって、ＥＵ法[17]は、基本的に通常立法手続を通じて欧州議会及び理事会において審議され、欧州議会と理事会の双方の合意を得て初めて成立することとなる。また、立法のほかに、欧州委員会に対する行政統制、予算審査などを担っている。なお、ＥＵにおいては、欧州委員会が法案提出権を独占しており、欧州議会は法案提出権を有していない[18]。欧州議会には解散はなく、議員任期は５年である。1979年の第１回選挙以来、現在で第８議会期に入っている。

欧州議会の会議場はストラスブール（仏）とブリュッセルに、事務局はルクセンブルクに所在している。基本的に、毎月の本会議[19]はストラスブール、委員会や政党グループ会合はブリュッセルで行われるため、欧州議会議員は、毎月本会議の１週間をストラスブールで過ごし、その他は主にブリュッセルにおいて活動している。会議はＥＵの公式言語で行われるが、ＥＵの拡大の結果、現在ＥＵの公式言語は24か国語である。

各国選出の欧州議会議員は、政治信条に応じ、議会の院内会派に相当する政党グループ（political group）に加入する。今回の選挙結果を受けて、現在７グループが存在する[20]。

（４）欧州議会における政党グループと欧州政党の発達

1953年にＥＣＳＣの共同総会として設立されて以来、議会内における政党グループは高度に組織化されてきた。他方で、欧州議会外でも、1979年の第１回欧州議会選挙を控えた1970年代半ばには欧州における国境を越えた各国政党の政党連合が形成され、社会主義連合、自由民主連合、欧州人民党（ＥＰＰ）が結成された。その後、マーストリヒト条約により欧州政党に関する規定[21]が設けられたことを受け、1992年には欧州社会党（ＰＥＳ）、1993年には欧州緑の党連合（ＥＦＧＰ）、欧州自由民主改革（ＥＬＤＲ）といった欧州政党が創設され、欧州議会内の政党グループとの関係を強化していった[22]。その後、現在の欧州政党へとそれぞれ系譜が引き継がれている。欧州議会における政党グループは、それぞれ欧州政党と強い結び付きを持っており、その関連は現在次のとおりである[23]。

---

17 規則（regulation）、指令（directive）、決定（decision）がある。

18 欧州委員会に対し、法案提出請求権を有するにとどまる。

19 ＥＵの諸機関、特定のその他の機関、部局、行政法人及び部門の所在地に関する議定書において、ストラスブールにおける月例12回の本会議開催等が規定されている。ストラスブール本会議（４日間）のほかに、必要に応じブリュッセル本会議（２日間）も開催される。移動コストやＣＯ２排出量などから、複数地開催には反対する意見も根強い。2011年３月には、欧州議会において2012・2013年９月後半の会期をそれぞれ２つに分割し、ストラスブール本会議を実質11回にする決定がなされた。しかし、それに反対する仏政府がＥＵ司法裁判所に提訴した結果、2012年12月、欧州議会の決定を取り消す判決が示された。

20 政党グループの要件は、議員数と構成国数から成り、25名以上の議員と７か国（加盟国の１／４）以上からの参加が必要とされる（欧州議会議院規則第32条第２項）。政党の欧州性が強く求められるなど要件が厳格化されてきているが、かつては１か国の議員から成る政党グループも存在しえた。

21 欧州政党の存在が認められ、その重要性が規定された（ＥＣ条約第138a条）。

22 Hix, S. and B. Høyland (2011) *The Political System of the European Union*(London: Palgrave Macmillan)140～141頁

23 欧州政党は各国国内政党から成り、各政党グループはそれぞれ母体となる欧州政党の所属政党を中心としてその他の少数欧州政党や無所属議員から構成されることから、政治スタンスにはある程度の幅が出てくる。なお、欧州議会本会議場においては、政党グループはその政治姿勢により、議長席から向かって一番左から、左派→中道左派→中道→中道右派→右派→無所属の順で着席している（図表４参照）。

図表４　欧州政党と欧州議会政党グループの主な関連

欧州政党	欧州議会政党グループ・欧州議会議席数	主な各国政党・欧州議会議席数	主なスタンス、主義
欧州左派党(EL)	欧州統一左派・北欧緑左派同盟（GUE／NGL） 52	独・左派党 7 ギリシャ・急進左派連合(SYRIZA) 6	左派、民主社会主義 共産主義
欧州社会党(PES)	社会民主進歩同盟(S&D) 191	伊・民主党(PD) 31 独・社会民主党(SPD) 27 英・労働党 20	中道左派、社会民主主義
欧州緑の党(EGP)	緑／欧州自由連盟（Greens／EFA） 50	独・同盟90／緑の党 11 仏・ヨーロッパ・エコロジー／緑 6	環境主義、地域主義
欧州自由民主同盟(ALDE)	欧州自由民主同盟(ALDE) 67	ブルガリア・権利と自由のための運動(MRF) 4 オランダ・民主66(D66) 4	中道、自由主義
欧州人民党(EPP)	欧州人民党(EPP) 221	独・キリスト教民主・社会同盟(CDU／CSU) 34 仏・国民運動連合(UMP) 20 ポーランド・市民プラットフォーム(PO) 19	中道右派、キリスト教民主主義 自由保守主義、親欧州主義
欧州保守改革同盟(AECR)	欧州保守改革(ECR) 70	英・保守党19 ポーランド・法と正義(PiS) 19 独・ドイツのための選択肢(AfD) 7	保守、経済自由主義 欧州懐疑主義(穏健)
－	自由と直接民主主義の欧州（EFDD） 48	英・英国独立党(UKIP) 24 伊・5つ星運動(M5S) 17	右派、欧州懐疑主義

左派

右派

（出所）欧州議会、各政党ウェブサイト等を参考に作成

（５）前回の欧州議会選挙（2009年）[24]とリスボン条約の発効

2009年の第７回選挙では、英・保守党の離脱があったものの、ＥＰＰは議席を伸ばし第１党の地位を維持した。ＥＰＰは、大幅に議席を減らし第２党となった社会民主進歩同盟（Ｓ＆Ｄ）と大連立[25]を組み、2009年７月、ブゼク議長（ＥＰＰ・ポーランド）が選出された。同議長はポーランド元首相であり、ＥＵ機関の長となった最初の東欧出身者であった。2012年１月には、Ｓ＆Ｄの代表を務めていたシュルツ議員（Ｓ＆Ｄ・独）が議長となった。キャメロン党首率いる英・保守党はＥＰＰを離脱し、ポーランド・法と正義（ＰｉＳ）、チェコ・市民民主党（ＯＤＳ）などと新たに欧州保守改革（ＥＣＲ）を結成した[26]。また、英国独立党（ＵＫＩＰ）は、伊・北部同盟（ＬＮ）などと組み、自由と民主主義の欧州（ＥＦＤ）を結成した。前年の金融危機への対応や失業者の増加もあり、英、スペイン、ハンガリーなど中道左派の政権党が議席を減らす一方、英、オランダ、ハンガリー、オーストリアなどで極右とされる政党の議席獲得が見られた。

2009年12月のリスボン条約発効により欧州議会の権限は高まり、国際協定の承認権限に基づき、2010年２月に米との間のＳＷＩＦＴ協定を否決[27]した事案はとりわけ大きなインパクトを持ち、各国は欧州議会対策に腐心することとなった。

本会議には、欧州理事会議長による欧州理事会報告や、欧州委員会委員長と各政党グループ代表による党首討論、欧州委員会委員長による一般教書演説などが導入された[28]。

24　当初はリスボン条約下における選挙が予定されたが、条約批准をめぐり2008年６月のアイルランドの国民投票否決などがありその批准が遅れたため、ニース条約体制における選挙となった。

25　従来欧州議会では、ＥＰＰとＳ＆Ｄにより大連立（Grand Coalition）がなされ、議員任期５年間における議長ポスト（任期２年半）について両グループによる交代制などが行われてきた。

26　英・保守党は1979年の欧州議会選挙以来、政党グループとして欧州民主グループ（ＥＤＧ）を結成していたが、1992年からＥＰＰに合流していた。Corbett, R., F. Jacobs, and M. Shackleton (2011) *The European Parliament*(London: John Harper Publishing)80頁参照

27　ＥＵ・米においてテロ資金追跡のため個人の銀行取引データ提供に関する協定の締結が目指されたが、欧州議会では、Ｓ＆Ｄを中心に人権保護の観点から反対派が多数を占めた。

28　2010年の欧州議会と欧州委員会の枠組協定の改定を受けている。

３．2014年欧州議会選挙の結果

（１）欧州議会の選挙制度

第８回の欧州議会選挙は、2014年５月22日～25日に実施された[29]。各国において、欧州議会の選挙制度は様々である（図表５参照）。

図表５　欧州議会選挙制度

国	ＥＵ加盟年	人口（万人）（注1）	欧州議会議席数	1議席あたり人口	投票制度		在外投票	選挙権年齢	立候補年齢	阻止条項	投票義務	ユーロ	シェンゲン
ＥＵ	－	50,742	751	675,655	－		－	－	－	－	－	－	－
オーストリア	1995	851	18	472,655	選好投票	単一選挙区	郵送	16	18	4%		○	○
ベルギー	1952	1,120	21	533,523	選好投票	複数選挙区	郵送	18	21		○	○	○
ブルガリア	2007	725	17	426,216	選好投票	単一選挙区	大使館	18	21				未発効
クロアチア	2013	425	11	386,064	選好投票	単一選挙区	大使館	18	18	5%			未発効
キプロス	2004	86	6	143,000	選好投票	単一選挙区	大使館	18	21	1.8%	○	○	未発効
チェコ	2004	1,051	21	500,591	選好投票	単一選挙区	×	18	21	5%			○
デンマーク	1973	563	13	432,864	選好投票	単一選挙区	大使館	18	18				○
エストニア	2004	132	6	219,303	選好投票	単一選挙区	郵送、大使館 電子投票	18	21			○	○
フィンランド	1995	545	13	419,328	選好投票	単一選挙区	大使館	18	18			○	○
フランス	1952	6,586	74	889,954	拘束名簿式	複数選挙区	大使館、代理人	18	18	5% （注2）		○	○
ドイツ	1952	8,078	96	841,458	拘束名簿式	単一選挙区	郵送	18	18			○	○
ギリシャ	1981	1,099	21	523,457	選好投票	単一選挙区	大使館	18	25	3%	○	○	○
ハンガリー	2004	988	21	470,429	拘束名簿式	単一選挙区	大使館	18	18	5%			○
アイルランド	1973	460	11	418,548	単記移譲式	複数選挙区	×	18	21			○	
イタリア	1952	6,078	73	832,639	選好投票	複数選挙区	大使館	18	25	4%		○	○
ラトビア	2004	200	8	250,184	選好投票	単一選挙区	郵送	18	21	5%		○	○
リトアニア	2004	294	11	267,588	選好投票	単一選挙区	郵送、大使館	18	21	5%		○ （注3）	○
ルクセンブルク	1952	55	6	91,613	選好投票	単一選挙区	郵送	18	18		○	○	○
マルタ	2004	43	6	70,897	単記移譲式	単一選挙区	×	18	18			○	○
オランダ	1952	1,683	26	647,280	選好投票	単一選挙区	郵送、代理人	18	18			○	○
ポーランド	2004	3,850	51	754,817	選好投票	複数選挙区	郵送、大使館	18	21	5%			○
ポルトガル	1986	1,043	21	496,538	拘束名簿式	単一選挙区	郵送	18	18			○	○
ルーマニア	2007	1,994	32	623,208	拘束名簿式	単一選挙区	大使館	18	23	5%			未発効
スロバキア	2004	542	13	416,611	選好投票	単一選挙区	×	18	21	5%		○	○
スロベニア	2004	206	8	257,636	選好投票	単一選挙区	郵送、大使館	18	18			○	○
スペイン	1986	4,651	54	861,255	拘束名簿式	単一選挙区	郵送、大使館	18	18			○	○
スウェーデン	1995	964	20	482,243	選好投票	単一選挙区	郵送、大使館	18	18	4%			○
英国	1973	6,431	73	880,935	拘束名簿式 （注4）	複数選挙区	郵送、代理人	18	18				

注1：2014年1月現在（Eurostat）　注2：各選挙区（8選挙区）ごとに適用　注3：2015年1月から導入　注4：北アイルランドは単記移譲式

（出所）欧州議会ウェブサイト等を参考に作成　　（2014年７月１日現在）

総議席751議席のうち最大は独の96議席、最小はマルタ、ルクセンブルク、キプロス、エストニアの６議席である。基本的に議席数は人口比例を基準とするが、大国と比較し小国には手厚く配分されている。民意の反映を重視し比例代表制が採用されており、政党の名簿において候補者まで選択可能な非拘束名簿式を中心としつつ、拘束名簿式、単記移譲

[29] 22日：英、オランダ、23日：アイルランド、23・24日：チェコ、24日：ラトビア、マルタ、スロバキア、24・25日：伊、25日：独、仏など20加盟国が実施。欧州議会選挙は欧州議会選挙法（直接普通選挙による欧州議会選挙に関する議定書。比例代表制など原則を規定）に基づき実施されるが、具体的な実施細則は各加盟国に委ねられている。今回は欧州委員会委員長選出に時間的余裕を確保する等のため、過去７回の６月上旬実施から前倒しされた。

式を採用している国もある。得票数が一定割合に到達しない場合に議席獲得を認めない阻止条項を設定することも認められる[30]。在外投票制度は各国で様々であるが、電子投票への対応も見られる。選挙権年齢は18歳以上のＥＵ市民とされるが、オーストリアのみ16歳以上としている。これに対し立候補年齢は、18歳以上のＥＵ市民[31]とする国を中心に、最高で25歳となっている。ベルギー、ルクセンブルクなどでは投票義務が課されており、安定的に高い投票率が実現している。なお、国内議会議員との兼任は禁止されている。

ユーロ圏は拡大を続けており、2015年１月のリトアニアの導入開始により19か国体制となる。また、人の移動の自由を保障するシェンゲン協定[32]は、英、アイルランド以外は署名しているものの、経済格差の大きいルーマニア、ブルガリアの発効は課題になっている。

（２）2014年欧州議会選挙の結果

事前予測では、地方選挙結果などから欧州懐疑派の躍進が予測されていた。また、ＥＰＰが第１党としてＳ＆Ｄに対し僅差のリードを維持できるかが注目されていた。

2014年７月１日、欧州議会本会議が開催され、各政党グループの議員数が確定した。それによると、ＥＰＰは大きく議席を減らしたものの、第１党としての地位を守った。Ｓ＆Ｄは微増した。ＥＣＲは躍進し第３党となった。欧州自由民主同盟（ＡＬＤＥ）は議席を減らし、欧州統一左派・北欧緑左派同盟（ＧＵＥ／ＮＧＬ）は議席を大きく伸ばした。緑・欧州自由連盟（Greens／ＥＦＡ）は議席を伸ばせなかった。英国独立党（ＵＫＩＰ）が大躍進の原動力となった、自由と直接民主主義の欧州（ＥＦＤＤ）は、会派名を旧名のＥＦＤから改めた。一方で、会派結成の可否が注目されていた仏・国民戦線（ＦＮ）は会派を結成できなかった。今後も政党グループ結成に向け努力が続けられる[33]。

欧州議会議長は、シュルツ議長が再選を果たした[34]。副議長、常任委員会委員長ポストの配分[35]では、ＥＰＰ、Ｓ＆Ｄがその多くを獲得し、ＥＦＤＤは獲得がかなわなかった。

なお、前ＥＰＰ代表のドール議員（仏）[36]などベテラン議員も数多く引退した[37]。

---

30 阻止条項については比例代表制における少数政党分立状態回避のためなどに設けられる。独では2014年２月26日、憲法裁判所から投票価値の平等などを理由に違憲判決が出され、欧州議会選挙では廃止された。

31 出身国に限定されないため、他国籍でありながら当選した議員は前回選挙時までで16名に上る。Corbett, R., F. Jacobs, and M. Shackleton (2011) *The European Parliament*(London: John Harper Publishing)21頁

32 同協定はＥＵの法体系に組み込まれているが、ＥＵ域外でもアイスランド、ノルウェー、スイスが加盟。

33 議員数（25名）は満たしたが、国数（７か国）を満たせなかった。欧州議会では欧州自由同盟（ＥＡＦ）グループの設立でオランダ・自由党（ＰＶＶ）と合意している。政党グループと無所属（ＮＩ）では、交付金や人員措置、院内のポスト配分等に大きな差があり、議会活動が大きく異なってくるとされる。

34 ＥＰＰ、Ｓ＆Ｄ、ＡＬＤＥからの広範な支持がなされた（獲得票409、有効票612、総投票723）。議長の再選は初例である。なお、ＥＰＰは、2014年６月24日付のプレスリリースにおいて、議長ポストを前半の２年半をＳ＆Ｄ、後半の２年半をＥＰＰとして分け合うことで両グループが合意した旨伝えている。 "EPP and S&D Groups make significant progress in shaping a stable majority"<http://eppgroup.eu/press-release/EPP-S%26D-make-significant-progress-in-shaping-stable-majority?usebuid=1911>2014年７月16日アクセス

35 副議長（14名）、財務官（５名）は本会議において選挙がなされる。常任委員会委員長（小委員会含む・22名）ポストは政党グループの構成によりドント方式を基に調整がなされ決定される。

36 欧州政党ＥＰＰにおいて、マルテンス前党首（元ベルギー首相）の逝去に伴い、2013年11月から党首に就任している。サルコジ前仏大統領からも厚い信任を得ていた。

37 Greens／ＥＦＡの共同代表を務めてきたコーン＝ベンディット議員（Greens／ＥＦＡ・ベルギー）、また、1979年の第１回選挙から2009年の第７回選挙まで連続当選してきた唯一の議員であり欧州議会議長も務めたペテリング議員（ＥＰＰ・独）などが議場を去った。

図表６　2014年欧州議会選挙結果

国	首脳が所属する欧州政党	理事会票数	議席数（前回比）	EPP	S&D	ECR	ALDE	GUE/NGL	Greens/EFA	EFDD	無所属	主要３グループ（下段は前回比）議席数	主要３グループ（下段は前回比）比率(%)	女性議員比率(%)	新人議員比率(%)	投票率(%)（前回比）	直近国内議会選挙投票率(%)（実施年）	世論調査結果（注1）ＥＵ信頼（前回比）	世論調査結果（注1）ＥＵ不信（前回比）
			2014年欧州議会選挙結果 各政党グループ議席数（下段は前回比）																
ＥＵ	－	352	751	221	191	70	67	52	50	48	52	479	63.78	36.88	50.60	43.09	－	32	59
			＋15	－44	＋7	＋16	－17	＋17	－5	＋16	＋25	－54	△8.64			0.09	－	－15	＋18
オーストリア	PES	10	18	5	5	0	1	0	3	0	4	11	61.11	44.44	44.44	45.70	74.91	37	54
			＋1	－1	＋1	±0	＋1	±0	＋1	±0	－1	＋1	2.29			△0.27	2013	－7	＋5
ベルギー	PES	12	21	4	4	4	6	0	2	0	1	14	66.67	28.57	42.86	90.00	89.45	49	49
			－1	－1	－1	＋3	＋1	±0	－2	±0	－1	－1	△1.52			△0.39	2014	－10	＋12
ブルガリア	PES	10	17	7	4	2	4	0	0	0	0	15	88.24	29.41	58.82	35.50	52.49	55	31
			±0	＋1	±0	＋2	－1	±0	±0	±0	－2	±0	0.00			△3.49	2013	－8	＋8
クロアチア（注2）	PES	7	11	5	2	1	2	0	1	0	0	9	81.82	45.45	36.36	25.06	54.17	38	52
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			－	2011	＋7	－10
キプロス	EPP	4	6	2	2	0	0	2	0	0	0	4	66.67	16.67	66.67	43.97	78.70	22	74
			±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	0.00			△15.43	2011	－37	＋39
チェコ	PES	12	21	7	4	2	4	3	0	1	0	15	71.43	23.81	71.43	19.50	59.48	37	59
			－1	＋5	－3	－7	＋4	－1	±0	＋1	±0	＋6	30.52			△8.72	2013	－18	＋19
デンマーク	PES	7	13	1	3	4	3	1	1	0	0	7	53.85	38.46	46.15	56.40	87.74	46	49
			±0	±0	－1	＋4	±0	±0	－1	－2	±0	－1	△7.69			△3.14	2011	－12	＋12
エストニア	ALDE	4	6	1	1	0	3	0	1	0	0	5	83.33	50.00	66.67	36.44	63.53	58	33
			±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	0.00			△7.46	2011	－10	＋10
フィンランド	EPP	7	13	3	2	2	4	1	1	0	0	9	69.23	53.85	53.85	40.90	67.37	50	44
			±0	－1	±0	＋2	±0	＋1	－1	－1	±0	－1	△7.69			2.30	2011	－2	＋3
フランス	PES	29	74	20	13	0	7	4	6	1	23	40	54.05	43.24	59.72	43.50	55.40	28	63
			＋2	－9	－1	±0	＋1	－1	－8	±0	＋20	－9	△14.00			2.87	2012	－15	＋16
ドイツ	EPP	29	96	34	27	8	4	8	13	0	2	65	67.71	36.46	30.21	47.90	71.55	31	59
			－3	－8	＋4	＋8	－8	±0	－1	±0	＋2	－12	△10.07			4.63	2013	－15	＋15
ギリシャ	EPP	12	21	5	4	1	0	6	0	0	5	9	42.86	23.81	100.00	58.20	62.47	18	81
			－1	－3	－4	＋1	±0	＋3	－1	－2	＋5	－7	△29.87			5.59	2012	－37	＋36
ハンガリー	EPP	12	21	12	4	0	0	0	2	0	3	16	76.19	19.05	52.38	28.92	64.38	48	46
			－1	－2	±0	－1	±0	±0	＋2	±0	±0	－2	△5.63			△7.39	2010	－1	＋7
アイルランド	EPP	7	11	4	1	1	1	4	0	0	0	6	54.55	54.55	45.45	51.60	70.05	34	53
			－1	±0	－2	＋1	－3	＋3	±0	±0	±0	－5	△37.12			△7.04	2011	－13	＋19
イタリア	PES	29	73	17	31	0	0	3	0	17	5	48	65.75	39.73	68.49	60.00	75.19	19	69
			＋1	－18	＋10	±0	－7	＋3	±0	＋8	＋5	－15	△21.75			△5.05	2013	－29	＋33
ラトビア	EPP	4	8	4	1	1	0	0	1	1	0	5	62.50	37.50	50.00	30.04	59.49	37	50
			±0	＋1	±0	±0	－1	－1	±0	＋1	±0	±0	0.00			△23.66	2011	－7	＋8
リトアニア	－	7	11	2	2	1	3	0	1	2	0	7	63.64	9.09	45.45	44.91	35.91	52	36
			－1	－2	－1	±0	＋1	±0	＋1	±0	±0	－2	△11.36			23.93	2012	－7	＋14
ルクセンブルク	ALDE	4	6	3	1	0	1	0	1	0	0	5	83.33	33.33	33.33	90.00	91.15	45	48
			±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	0.00			△0.76	2013	－10	＋14
マルタ	PES	3	6	3	3	0	0	0	0	0	0	6	100.00	66.67	50.00	74.81	92.95	49	32
			＋1	＋1	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	＋1	0.00			△3.98	2013	－13	＋7
オランダ	ALDE	13	26	5	3	2	7	3	2	0	4	15	57.69	42.31	53.85	37.00	74.56	41	50
			＋1	±0	±0	＋1	＋1	＋1	－1	－1	±0	＋1	1.69			0.25	2012	－17	＋17
ポーランド	EPP	27	51	23	5	19	0	0	0	0	4	28	54.90	23.53	50.98	22.70	48.92	44	45
			＋1	－5	－2	＋4	±0	±0	±0	±0	＋4	－7	△15.10			△1.83	2011	－8	＋14
ポルトガル	EPP	12	21	7	8	0	2	4	0	0	0	17	80.95	38.10	57.14	34.50	58.03	26	70
			－1	－3	＋1	±0	＋2	－1	±0	±0	±0	±0	3.68			△2.27	2011	－29	＋40
ルーマニア	EPP	14	32	15	16	0	1	0	0	0	0	32	100.00	31.25	37.50	32.16	41.76	58	34
			－1	＋1	＋5	±0	－4	±0	±0	±0	－3	＋2	9.09			4.49	2012	－7	＋9
スロバキア	PES	7	13	6	4	2	1	0	0	0	0	11	84.62	30.77	53.85	13.00	59.11	45	53
			±0	±0	－1	＋2	±0	±0	±0	－1	±0	－1	△7.69			△6.64	2012	－20	＋27
スロベニア	－	4	8	5	1	0	1	0	1	0	0	7	87.50	37.50	50.00	20.96	65.60	37	57
			＋1	＋2	－1	±0	－1	±0	＋1	±0	±0	±0	△12.50			△7.41	2011	－13	＋12
スペイン	EPP	27	54	17	14	0	8	11	4	0	0	39	72.22	40.74	57.41	45.90	68.94	24	67
			＋4	－6	－7	±0	＋6	＋10	＋2	±0	－1	－7	△19.78			1.03	2011	－27	＋28
スウェーデン	EPP	10	20	4	6	0	3	1	4	2	0	13	65.00	55.00	50.00	48.80	84.63	44	52
			＋2	－1	＋1	±0	－1	±0	＋1	＋2	±0	－1	△12.78			3.27	2010	－2	＋7
英国	AECR	29	73	0	20	20	1	1	6	24	1	21	28.77	41.10	42.47	36.00	65.77	22	66
			＋1	±0	＋7	－5	－10	±0	＋1	＋11	－3	－3	△4.57			1.30	2010	±0	＋7

注1:Eurobarometer 71.3(2009年6-7月実施)と81.2(2014年3月実施)の各調査結果を比較　注2:クロアチアは2013年のEU加盟のため、前回比を省略
注3:リトアニアの投票率が前回投票率等に比して高いが、同日に大統領選挙の決選投票が実施された。

（出所）欧州議会、ＩＤＥＡ、Eurobarometerウェブサイト等を参考に作成　　（2014年７月１日現在）

欧州議会においては、第１回の選挙以来、女性議員の比率は一貫して上昇してきている。今回は約37％であり、ＥＵ加盟国の国内議会における平均よりも相当高いとされる[38]。

（３）投票の背景

今回の結果の背景としては、各国政権やＥＵ、既存政党に対する信任の低下、低迷する経済情勢とユーロ防衛のための緊縮財政、高まる失業率と移民排斥などが挙げられている。

欧州委員会による世論調査の結果を前回選挙時と比較してみると、ほぼ全加盟国でＥＵに対する信頼が低下し、ＥＵ不信が高まっていたことがわかる（図表６参照）[39]。

2009年のギリシャの債務危機に端を発したユーロ危機への対応では[40]、2012年、ユーロ圏の財政規律と監視の強化のため、新財政協定（ＴＳＣＧ）[41]が締結されたが、英とチェコは参加しなかった。また、同年、ユーロ圏では、新財政協定を踏まえつつ、ユーロ安定のため最大5,000億ユーロの支援能力を有する救済基金である欧州安定化メカニズム（ＥＳＭ）創設に関するＥＳＭ条約が発効した。これにより、南欧諸国は支援的な融資を受けることが可能となったが、こうした一連の対応をめぐり、ＧＩＩＰＳ諸国[42]は緊縮政策を迫られ[43]、独を始めとする北部の支援国においては他国を救済するために税金を投入することへの不満が蓄積した[44]。

また、東方拡大によりＥＵ域内における経済力の格差は大きく拡大した[45]。2014年１月１日、2007年に加盟したルーマニア、ブルガリアに対する７年間の経過措置の期限が到来し、ＥＵ域内における両国国民の就労規制が撤廃された[46]。これを受けて、英、独などでは、大量の移民流入やそれに伴う雇用問題の発生、福祉予算の増大、治安の悪化等への警戒感が強くなっている。

さらに、2014年２月９日、スイスにおいて移民制限に関する国民投票が実施され、移民

---

38 ＥＵ加盟国の国内議会の女性議員の平均割合は24％（2009年９月）とされる。Corbett, R., F. Jacobs, and M. Shackleton (2011) *The European Parliament*(London: John Harper Publishing)53頁

39 EurobarometerにおけるＥＵを信頼するか否かの傾向に関する問いの回答を比較した。とりわけ緊縮財政などを経験した南欧のキプロス、ギリシャ、伊、ポルトガル、スペインでの低下が顕著である。このうちギリシャ、スペインでは左派が、伊では右派がそれぞれ躍進した。

40 ユーロ導入国には、安定・成長協定（ＳＧＰ）に基づき、財政赤字を対ＧＤＰ比３％以下に、債務残高の対ＧＤＰ比を60％以下とするよう義務付けがなされており罰則も設けられているが、実際には緩やかな運用が継続されるなど十分に機能しておらず、罰則も実際に発動することはなかった。なお、ユーロ危機をめぐる対応について、武井哲也「世界経済が直面する課題と克服に向けた対策－欧州債務危機、ＩＭＦ改革、米国財政の崖－」『立法と調査』No.335（2012.12）参照

41 構造的な財政赤字を名目ＧＤＰ比 0.5％以内とする均衡予算規定を2013年末までに国内法で規定する義務等を伴う。

42 ギリシャ、アイルランド、伊、ポルトガル、スペインの５か国

43 各国で公共部門支出が削減され、ギリシャ、アイルランド、ポルトガルでは年金のカットなども行われた。また、緊縮政策を進める中で、失業率は大幅に悪化した。2014年４月現在の失業率は、ギリシャ27.3％、スペイン25.1％、キプロス15.5％、ポルトガル14.6％、伊12.5％、アイルランド11.9％（Eurostat）

44 独のＥＳＭ条約締結をめぐっては、一部議員等から連邦議会のＥＳＭ設立承認は違憲として憲法裁判所に提訴された。憲法裁判所では合憲判断が示されたが、ＥＳＭの稼働はこの影響で遅れた。なお、判決時に条件が示され、独の負担上限は1,900億ユーロとされ、それ以上は議会の承認が求められるとされた。

45 ＩＭＦによれば、１人当たり名目ＧＤＰ（2013年）は、独が約45,000ドルなのに対し、ＥＵ最下位層のルーマニアは約8,900ドル、ブルガリアは約7,300ドル。なお、各加盟国における最低賃金の格差（オランダ、ベルギー等が９ユーロを超える一方でルーマニア、ブルガリアでは１ユーロ程度）も指摘されている。「欧州内の移動自由化鈍る　東欧２カ国の検問廃止、ＥＵが延期」『日本経済新聞』(2014.1.7)

46 独、英、仏、オランダなど９か国が就労を医師等に制限するなどしてきた。

受入れに上限を設ける案が可決された（賛成50.3％、反対49.7％）[47]。スイスはＥＵ非加盟[48]であるが周囲をＥＵ加盟国に囲まれており、シェンゲン協定にも加入している。国民投票の結果は、人の移動の自由を保障してきたＥＵを始めとした欧州全域に大きな波紋を生じさせており、欧州議会選挙への影響も予測された。

（４）主要各国における選挙結果

独では、2013年結党の反ユーロ政党であるドイツのための選択肢（ＡｆＤ）が７議席を獲得した。また、極右とされる国家民主党（ＮＰＤ）が初の１議席を獲得した[49]。大連立を組むキリスト教民主・社会同盟（ＣＤＵ／ＣＳＵ）と社会民主党（ＳＰＤ）は伸び悩んだものの、他の大国とは異なり主要政党として安定感を示した。

仏では、オランド大統領が高い人気を誇るバルス内相を首相に据えるなど内閣改造を行ったが、与党社会党（ＰＳ）は13議席と惨敗した。対照的に、ルペン[50]率いる国民戦線（ＦＮ）は、反ＥＵ、移民制限などを訴えつつ、政策やイメージのソフト化にも成功し、高い失業率などを背景に強い支持を得て、同国74議席中23議席を獲得し第１党となった[51]。

英では、ファラージュ[52]率いるＵＫＩＰがＥＵ脱退、移民反対を訴え躍進し、同国73議席中24議席を獲得し、第１党となった[53]。与党保守党は第３党となり19議席に終わった。ＵＫＩＰが保守党に代わり反ＥＵ感情の高まりの受皿となったとされる[54]。保守党の連立パートナーである自由民主党（ＬＤＰ）はわずか１議席となった。

伊では、2014年２月に39歳の若さで就任したレンツィ首相が高い人気を背景に支持率を押し上げ、与党民主党（ＰＤ）が事前予測を上回る31議席を獲得した。これにより、Ｓ＆Ｄグループでは同党が独・ＳＰＤをしのぎ最大勢力となった[55]。グリッロ率いる反ＥＵの５つ星運動（Ｍ５Ｓ）は事前予測には及ばなかったものの、第２党となり17議席を獲得した。また、移民排斥を訴える北部同盟（ＬＮ）が５議席を獲得し第４党となった。

スペインでは、二大政党の国民党（ＰＰ）、社会労働党（ＰＳＯＥ）が議席を減らす一

---

47 スイスでは、ＥＵ加盟反対、移民排斥を訴える国民党（ＳＶＰ）が第１党であり、この国民投票を実現させた。西部の仏語圏は反対多数、東部を中心とした独語圏は賛成多数であった。外国人が人口の25％近くに達していることが国民の不満とされた。スイス政府は2017年２月には具体的な施策を実施するとされる。

48 1992年５月、スイスはＥＵ加盟を申請したが、同年に実施された欧州経済領域（ＥＥＡ）協定に関する国民投票が否決されたことを受け、ＥＵとの加盟交渉を凍結した。

49 前回選挙までは設けられていた阻止条項の廃止が影響している。13政党が議席獲得に至った。

50 マリーヌ・ルペンは、2017年の仏・大統領選に立候補を宣言している。マリーヌの父であり国民戦線前党首のジャン＝マリー・ルペンは、2002年４月の大統領選第１回投票で社会党の候補を破り、翌５月の決選投票に進出し再選を目指すシラク大統領（当時）と争うなど、極右勢力台頭の象徴とされた。ルペンは大統領選において、ＥＵ脱退や死刑復活を公約としていた。

51 前回2009年選挙では３議席にとどまっていた。

52 ファラージュはＵＫＩＰ党首でありＥＦＤＤ共同代表である。2010年２月、就任後初めて欧州議会を訪れたファン＝ロンパイ欧州理事会議長を議場で侮辱する発言を行い罰金を科され、同年５月には英総選挙に出馬するも、選挙キャンペーンのため搭乗した小型機が墜落するなど、多くの物議を醸してきた。

53 同党はＥＵ離脱を掲げ、前回2009年選挙では当時の与党労働党を上回る支持を得て第２党となっていた。なお、当時は移民排斥を訴える英・国民党（ＢＮＰ）も２議席を獲得していた。

54 保守党内の欧州懐疑派の存在やＵＫＩＰへの対応を背景に、2013年１月、キャメロン首相は、2015年にも予定される次期総選挙で保守党が勝利した場合、2017年までにＥＵ離脱の是非を問う国民投票を実施する旨発表していた。

55 全体でもＥＰＰグループの独・キリスト教民主・社会同盟（ＣＤＵ／ＣＳＵ）に次ぐ議席数である。

方、左派の左派連合（ＩＰ）、ポデモス（Podemos）がそれぞれ５議席を獲得した。

ギリシャでは、左派の急進左派連合（ＳＹＲＩＺＡ）が反緊縮財政を訴え第１党（６議席）となった。また、極右とされる黄金の夜明け（ＸＡ）も第３党（３議席）となった。

極右的スタンスとされる主な政党としては、ハンガリーでヨッビク（Jobbik）が前回選挙に続き３議席を獲得し第２党に、オーストリアでは自由党（ＦＰＯｅ）が第３党（４議席）、デンマークでは国民党（ＤＦ）が第１党（４議席）、オランダの自由党（ＰＶＶ）は事前予測には及ばなかったものの第３党（４議席）となった。また、欧州懐疑的な政党としては、ポーランドで法と正義（Ｐｉ Ｓ）が第２党（19議席）と躍進した。

（５）主要政党グループの構成比と今回の選挙結果の影響

今回の選挙の結果、主要政党グループの議席数は以下のとおり（図表７参照）。

図表７　欧州議会における主要３政党グループの比率推移

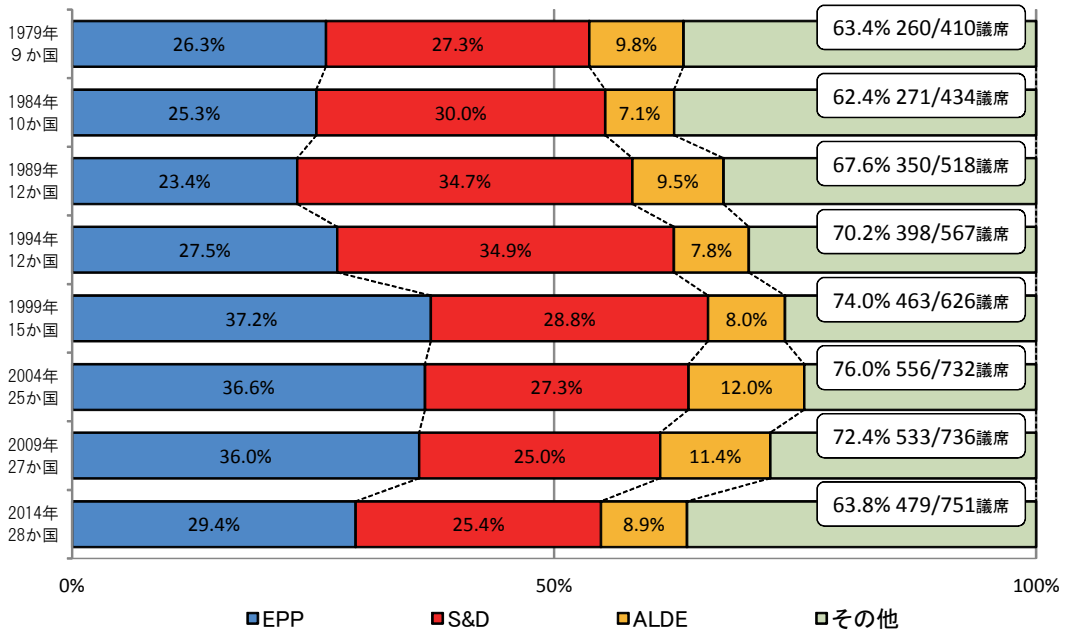

（出所）欧州議会ウェブサイトを参考に作成

中道右派のＥＰＰ、中道左派のＳ＆Ｄ、中道のＡＬＤＥという３つの政党グループは、欧州統合に向けた取組[56]や、欧州議会における法案等の成立にも大きな影響力[57]を持つとともに、欧州議会における議長を始めとした重要ポストなどを分け合ってきた[58]。今回の選

[56] 欧州統合については、政策の方向性以上に政党グループ内における個別の国内政党のポジションにばらつきが見られるが、政党グループとしては統合推進的な傾向が現れている。Hix, S. and B. Høyland (2011) *The Political System of the European Union*(London: Palgrave Macmillan)139～140頁

[57] 欧州議会選挙が比例代表制をとっているため過半数を獲得する政党の出現が構造的に難しいことから、欧州議会においては政策的に近い他グループとの協力関係が重要となる。ＬＳＥ教授であるヒックスらが創設したVoteWatchではＥＵ機関の投票行動を分析しており、2011年の報告書によれば、欧州議会第７議会期（2009-2014年）の当初18か月において多数派として投票した割合は、３グループはそれぞれ80％を超えており、50～60％に位置する他のグループとは大きな開きがあるとされた。なお、最も割合が高かったのが、第１党のＥＰＰではなく、ＡＬＤＥ（88.3％）であった点は興味深い。(http://www.votewatch.eu/blog/wp-content/uploads/2011/01/votewatch_report_voting_behavior_26_january_beta.pdf)

[58] 欧州政党レベルにおいても、欧州理事会議長、欧州委員会ポストなどを３党でほぼ独占している。

挙では、その比率は大きく低下したものの、３グループで60％を超えており、ＥＰＰとＳ＆Ｄの２大グループで過半数を維持している状況は変わっていない[59]。よって、これまで同様欧州議会における主要政党の優位は揺るがないものと考えられる。

なお、主要グループ以外では、右派のＥＦＤＤと左派のＧＵＥ／ＮＧＬがぞれぞれ議席を大きく伸ばしたが、その政策的な隔たりは非常に大きく両者の意見集約などは困難と考えられる[60]。また、ＥＦＤＤについて見れば、グループ内においても各国政党のスタンスに相当な相違がある[61]。反ＥＵにしかつながりを見出せず、政策的な隔たりにより結束を欠けば、結果的に１つの声で発言できず議会における影響力の行使は限定されてこよう。

４．欧州委員会委員長の選出

（１）欧州委員会委員長候補をめぐる各欧州政党における対応

今回の選挙では各欧州政党がそれぞれ欧州委員会委員長の候補者（Spitzenkandidat[62]）を立てたが、各政党内においても選挙が行われるなど、その選考過程は非常に重要なものとなった[63]。選考の結果は図表８のとおりであるが、旧東欧出身者は選出されなかった。

図表８　各党の欧州委員会委員長候補者

欧州人民党（ＥＰＰ）	ユンカー[64]前ルクセンブルク首相兼財務相（ルクセンブルク）
欧州社会党（ＰＥＳ）	シュルツ[65]欧州議会議長（独）
欧州保守改革同盟（ＡＥＣＲ）[66]	―
欧州自由民主同盟（ＡＬＤＥ）	ヴェルホフスタット[67]欧州議会議員（ベルギー）
欧州左派党（ＥＬ）	ツィプラス[68]ギリシャ急進左派連合党首（ギリシャ）
欧州緑の党（ＥＧＰ）[69]	ボベ[70]欧州議会議員（仏） ケラー[71]欧州議会議員（独）

（出所）筆者作成

---

59 Ｓ＆Ｄは全加盟国、ＥＰＰは英を除く全加盟国において議席を獲得している。

60 VoteWatch(http://www.votewatch.eu/)によれば、第７議会期（2009年～2014年）におけるＥＦＤ（現ＥＦＤＤ）とＧＵＥ／ＮＧＬの投票行動の一致割合は40％にも満たないとされる。

61 VoteWatchによれば、第７議会期（2009年～2014年）におけるＥＦＤ（現ＥＦＤＤ）において32議席中13議席（2009年）を占めていたＵＫＩＰとＥＦＤとの投票行動の一致割合は50％程度とされる。

62 「筆頭候補者」の意。

63 各欧州政党の欧州委員会委員長候補者の選出については、児玉昌己「ガバナンスの危機と欧州議会の正統性の再構築に向けた動き　2014年欧州議会選挙に向けた欧州委員会の長の候補者選定の動向」『久留米大学法学』第70号（2014.4）が詳しい。

64 ＥＵにおいてもユーロ圏（リトアニアの加盟で19か国）の財務相会合であるユーログループの議長を長年務めた。2009年には各国から欧州理事会議長に推されたが、仏の支持を得られなかったとされる。ＥＰＰの党大会では、バルニエ欧州委員（仏）（ＥＰＰ副党首。仏外相等を歴任）を投票で破った。

65 英・労働党はシュルツを支持しなかった。

66 欧州懐疑主義のスタンスから、欧州委員会委員長の選定過程に参加せず、候補擁立を見送った。

67 欧州議会のＡＬＤＥグループ代表。元ベルギー首相であり、2004年の欧州委員長選出では独・仏から推されたが、英・伊の反対があり実現に至らなかった。

68 ギリシャ国会議員

69 ＥＧＰは、Greens／ＥＦＡにおいてもジェンダー等を意識して共同代表制度としているのと同様に、欧州委員会委員長候補も２名を選出した。

70 コーン＝ベンディット前Greens／ＥＦＡ代表と共にヨーロッパ・エコロジー（仏）を主導

71 候補最年少の1981年生まれ（32歳）の女性議員。ボベ欧州議会議員と共に、現職の欧州議会のGreens／ＥＦＡグループ共同代表であるハルムス欧州議会議員（独）らを投票で破り候補に決定した。

（２）リスボン条約の解釈と欧州理事会による欧州委員会委員長候補の指名

欧州委員会は５年に１度の欧州議会選挙に合わせて交代し、欧州議会の承認を受ける仕組みだが[72]、それまで加盟国首脳が決定していた欧州委員会委員長候補について、リスボン条約では「欧州議会の選挙結果を考慮して」欧州理事会が指名を行うこととされた[73]。このため、各政党はそれぞれの独自候補を立てて選挙を戦ったが、選挙結果の「考慮」をめぐり、選挙後も各国間で多くの駆け引きがなされた[74]。中でも、メルケル独首相は第１党となったＥＰＰの候補であるユンカー支持を明確にしていたが、キャメロン英首相は、ユンカーは連邦主義者でありＥＵの改革はできない旨主張し指名に強硬に反対した。2014年５月27日の欧州理事会メンバーによる非公式夕食会において同首相は、ユンカーの選出は英の政権を不安定化させ英がＥＵにとどまることを保証できないと訴えたとされる[75]。さらに、同首相は伊、オランダ、スウェーデン、ハンガリーの各首脳らと指名反対のため協議を重ねたが[76]、実を結ばず、孤立を深めた。こうして、リスボン条約の規定の解釈をめぐり、欧州理事会の欧州委員会委員長候補指名権限について強い緊張が生じていた。

最終的に６月27日の欧州理事会では、英の強い反対もあり、それまでの全会一致ではなく26対２の賛成多数（反対は英、ハンガリー）によりユンカーの指名が決定された[77]。なお、欧州理事会の総括文書では、ＥＵの将来的発展に関する英の懸念に対処していく必要性や、それに関連して、ＥＵの更なる緊密化[78]においてはそれぞれの国にとって統合に向けた異なるやり方が可能であり、統合派の前進も認められるが、これ以上進展を望まない人々も尊重されることに欧州理事会が留意すること、また、新たな欧州委員会の発足後には、ＥＵ条約を尊重しつつ将来的な欧州委員会委員長任命プロセスについて欧州理事会が検討を行うことについてそれぞれ記されるなど、英への配慮が示された。

これを受け、７月15日、欧州議会本会議において、ユンカーの欧州委員会委員長就任が承認された（賛成422、反対250、棄権47、無効10、総投票729）[79]。これにより、現在の任期が2014年10月末に切れるバローゾ委員長の後を受けてユンカー委員長が誕生する[80]。

---

72 1993年のマーストリヒト条約発効により欧州委員会の承認権が欧州議会に付与されるに際し、それまで４年であった欧州委員会の任期は５年と改められ、欧州議会議員任期（５年）との同一周期性が確保された。児玉昌己『欧州議会と欧州統合―ＥＵにおける議会制民主主義の形成と展開』（成文堂　2004年）211頁

73 リスボン条約による改正により、ＥＵ条約第14条第１項に欧州議会は欧州委員会委員長を選出する旨、同第17条第７項に「欧州議会の選挙結果を考慮して、適切な協議を持った後、欧州理事会は、特定多数決によって、欧州議会に対して、委員会の委員長候補を提案する。この候補者は、欧州議会によって、その総議員の多数決によって選出される」との規定が新設された。訳文は、鷲江義勝『リスボン条約による欧州統合の新展開－ＥＵの新基本条約』（ミネルヴァ書房　2009年）を参照

74 英・仏はＥＵ縮小論を展開した。また、中道左派政権の伊・仏は、緊縮財政策からのＥＵの方針転換を迫り、ユーロ圏における財政赤字をＧＤＰの３％内に制限する安定・成長協定（ＳＧＰ）の緩和を求めた。欧州議会選挙でも緊縮財政策への反対を訴えたＳ＆Ｄは、雇用・成長重視の政策の実現を主張した。

75 なお、リスボン条約では、初めてＥＵからの脱退手続が規定されている（ＥＵ条約第50条）。

76 ユンカーの指名に関しては、ＥＰＰが第１党になったとはいえ前回選挙から大幅な議席減となった点への指摘や、ユーログループ議長としてユンカーはユーロ危機においてユーロ防衛のために南欧諸国等に緊縮政策を強く迫ったことから、南欧では批判が強いとの懸念も見られていた。

77 ＥＰＰはユンカーの欧州委員会委員長指名の代わりに欧州議会議長をＳ＆Ｄに譲ったとされる。「欧州議会議長にシュルツ氏が再選」『日本経済新聞』（2014.7.1）

78 キャメロン英首相は、ＥＵの方向性を示すＥＵ条約前文の"ever closer union"の概念について、英にはふさわしくなく、条約から削除されるべきと主張している。

79 ＥＰＰ、Ｓ＆Ｄ、ＡＬＤＥからの広範な支持があった。

80 ルクセンブルクからは、トルン元首相、サンテール元首相以来３人目の欧州委員会委員長となる。

（３）リスボン条約下における欧州委員会委員長候補選出の意義

欧州議会選挙はＥＵに対する選挙というよりも各国政権への信任投票的意味合いが強いと解されており、投票率の低下も深刻であった（図表９参照）。

図表９　投票率の推移

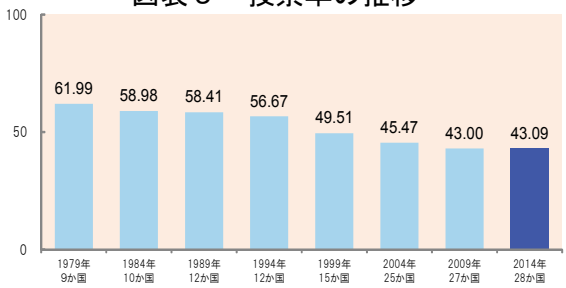

（出所）欧州議会ウェブサイトを参考に作成

今回は、各政党がそれぞれＥＵの行政府の長である欧州委員会委員長の独自候補を立てて選挙戦を戦い、テレビにおける候補同士の公開討論会なども実施されたことから、その投票率が注目を集めた。

しかし、結果は前回選挙の43.00％をわずかに0.09％上回るのみとなった。

直近の国内議会の投票率と比較してみると、欧州議会選挙の投票率が格段に低い傾向（図表６参照）にあることが確認できるが、従来欧州議会における投票結果がＥＵにおける行政府である欧州委員会の構成に影響しない点が、欧州議会選挙の低投票率や市民の無関心の１つの大きな要因として考えられていた[81]。だが、各党の欧州委員会委員長候補者を投入したキャンペーンにもかかわらず、投票率への影響は結果的にほとんど見られなかったと言えよう。

これまでＥＵでは加盟国の主権的権限がＥＵ機関に移譲されていく一方で、それに対応したＥＵ側の民主的装置の整備が不十分である旨の指摘がなされており、いわゆる「民主主義の赤字（democratic deficit）」として課題とされてきた[82]。欧州議会の権限拡大はこうした要請に応えてきたものだが[83]、他方で投票率の低下は欧州議会そのものの正当性に影響しかねず、ＥＵの民主的正当性の確保のためにも解決すべき課題となっている。

今回の選挙を通じ、欧州委員会委員長候補選出の在り方をめぐって議論が数多く見られた。欧州理事会の総括においても示されたように、今後の検討も注目される。今回の選出が意義ある前例として重視・尊重され、慣例化されれば、欧州議会選挙の正当性向上に向けた変質の可能性はまだ残っており、欧州委員会ひいてはＥＵの民主化にもつながるであろう。そして、欧州委員会委員長候補の選出が実質的に欧州議会選挙の結果に基づくものとなるとすると、コルベットの挙げた欧州議会の特徴⑦（図表３参照）から変容し、統治機構としては議院内閣制に接近したものとなってくる[84]。その創設以来権限拡大を続ける欧州議会だが、同じく特徴⑩として指摘されているように、議会の解散制度についても留意がなされるべきであろう。

（ねぎし　たかし）

81　児玉昌己『欧州議会と欧州統合―ＥＵにおける議会制民主主義の形成と展開』（成文堂　2004年）355頁

82　児玉昌己「ガバナンスの危機と欧州議会の正統性の再構築に向けた動き　2014年欧州議会選挙に向けた欧州委員会の長の候補者選定の動向」『久留米大学法学』第70号（2014.4）参照

83　共同決定手続の導入、欧州委員会の承認権限や欧州委員会に対する立法発議請求権などが挙げられる。児玉昌己『欧州議会と欧州統合―ＥＵにおける議会制民主主義の形成と展開』（成文堂　2004年）208～213頁参照。なお、リスボン条約では、加盟国議会の権限も強化され、ＥＵ法案に対し補完性原則の観点から異議申立てが可能となっており、ＥＵ市民による課題発案である欧州市民イニシアティブも導入された。

84　鷲江義勝『リスボン条約による欧州統合の新展開－ＥＵの新基本条約』（ミネルヴァ書房　2009年）21頁（児玉昌己執筆）参照